映画館・演芸場の感染症に関する基本的な考え方

令和5年5月8日 全国興行生活衛生同業組合連合会

今般の感染症法上の位置づけの変更(令和5年5月8日)により、新型コロナ対策は大きく変わる。

- 現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から
- 今後は「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」へ

基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となることから、日常における基本的感染対策は、以下の観点を踏まえた対応に転換する。

- ① マスクの着用の取り扱い同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
- ② 政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

上記が、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室の見解となり、映画館・演芸場のガイドラインは 5月7日を以って廃止となる。

自主的な感染対策のステージに移行され、個別の判断で基本的なサービスを提供することが前提となるが、新型コロナウイルスに限らず、今後、発生しうる感染性のある疫病に対しての考え方、備え方を共通の認識としてまとめるものである。

- * 流行が起こった際には、柔軟にかつ迅速に対応できるように備える。
- * 感染が拡大した際には協議をし、業界として時限的な対処方針を速やかに決定し、協力を要請する 場合も起こりうることを想定しておく。
- * 換気に関しては、興行場法で定められたことを遵守し、安全な状況を保全、継続する。
- * 鑑賞者の安全、従業員の安全を第一に考え、状況の変化に則して対応する。
- * 快適に鑑賞していただくために、安心を得るための対策の継続を推奨する。